

令和7年第1回
曾於市農業委員会總會議事録

令和7年1月20日
曾於市農業委員会

第 1 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 7 年 1 月 20 日（月） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇彦	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 2 番 〇〇〇〇〇、3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和 7 年 1 月 20 日（月） 午前 10 時 40 分

令和7年第1回曾於市農業委員会総会日程

令和7年1月20日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第1号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第2号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第3号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画
の変更申請について

議案第5号 農地法第4条による許可申請について

議案第6号 農地法第5条による許可申請について

議案第7号 農用地等のあっせんについて

議案第8号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第9号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年3月
31日始期分）

(2) 報告

報告第1号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第1回曾於市農業委員会総会

令和7年1月20日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番〇〇〇〇〇委員、3番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第1号贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第1号に関しまして、贈与税納税猶予制度について簡単に御説明いたします。贈与税の納税猶予とは、農業を営む者が、その農業の用に供している全ての農地をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に一括して贈与した場合に、その推定相続人について課税される贈与税は、その贈与を受けた農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予される制度です。この猶予された贈与税は、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した場合には、その納税が免除されます。ただし、贈与者の死亡により猶予されていた贈与税が免除された場合には、その農地等は、贈与者から相続したものとみなされて相続税の課税対象となります。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。この特例の適用要件については、贈与者は、贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人であることとなります。受贈者は、贈与者の推定相続人のうちの1人で、かつ、贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。贈与を受けた日後、速やかにその農地等によって農業経営を行うこと。農業委員会の証明の時に、認定農業者等の担い手になっていること。以上の要件全てに該当することを農業委員会が証明した個人になります。納税猶予制度を活用した場合、通常は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合や農地の売り渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合には、猶予された贈与税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税することとなります。また、納税猶予の適用期間中は、3年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があります。この提出を怠った場合も納税猶予が打ち切りとなり、納税する必要が出てきます。この継続届出書の提出にあたっては、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。今回は、この特例を受けようとする申請者に対し、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書を交付してよいか審議いただくものです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部1号及び財部2号については、親子間の生前一括贈与で受贈者が同一人であるため、併せて報告いたします。申請地は、正部、高塚、水ノ久保自治会内の農地です。申請人は、父親と母親が営んでいた農業経営を平成17年に引継ぎ、両親と茶業を営んできました。令和6年11月20日の農業委員会総会において、贈与による所有権移転の許可を得て、父親の農地25筆、56,504.9㎡と母親の農地12筆16,940㎡の合計37筆73,444.9㎡の一括贈与を受けました。今回、贈与を受けた全37筆の農地のうち、令和6年12月23日に事務局の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで35筆、令和7年1月14日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで2筆の現地調査を行いました。贈与税の納税猶予に関する適格者の条件の贈与者の条件として、農地等を贈与した日まで、引き続き3年以上農業を営んでいる個人であることについては、贈与者2人とも贈与した日まで農業に従事していたため問題ありません。次に、受贈者の条件ですが、1つ目、贈与者の推定相続人であること、かつ18歳以上であ

ることについては、贈与者の長男であり、現在56歳であることから問題ありません。2つ目、農地等を取得した日までに引き続き3年以上農業に従事していたことについても、平成17年から経営を引継ぎ、現在も農業に従事されていることから問題ありません。3つ目、農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うことについても、全農地が茶畑として耕作されていることを確認しましたので問題ありません。4つ目、農業委員会の証明時に担い手になっていることについても、申請人が既に認定農業者になっていることから問題ありません。調査結果の総合意見としまして、今回申請のあった贈与税の納税猶予に関する適格証明書の証明願について証明することは適当であるとの意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

ヤミ小作とかは、確認できているんですか。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

農業委員会の許可を得ていない農地については、事務局では把握できません。また、ヤミ小作の耕作権は認められませんので、農地台帳では所有者の自作地で計上されます。今回この適用を受ける対象農地は、両親から贈与を受けた農地となります。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

この納税猶予というのは、前からこういう制度があったんですか。今、私の地区の人で贈与をするんですけど、贈与税がかからない範囲に絞ってやっているんです。課税対象にならない範囲ですのに7年くらいかかるといって、7回に分けて毎年やっている最中なんですけど、こういうのがあったら、一括で全部してもいいんじゃないですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

今回の申請人の方に対しては、相談に来られたときに、暦年課税、相続時精算課税及び贈与税の納税猶予の特例について、それぞれの概要と一定の要件等を説明した上で、本人に選択していただいて、その手続きを今進めているところです。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

そういう制度を知らなかった訳ですけど、1年目を過ぎてるんですけど、今から残りの分を選択してもらって贈与できるものですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それに関しましては、先ほど、説明しましたとおり、この納税猶予制度については、一定の要件もありますが、農業を引き継ぐ推定相続人の1人に一括して贈与した場合同じとなりますので、この特例の適用を受けることはできません。贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方式を選択することができます。暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税を計算するものです。その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計から基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に対して贈与税額を計算します。したがって、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりませんので、贈与税の申告も不要となります。相続時精算課税は、親子間などの贈与で一定の要件に該当する場合に選択できる制度です。贈与者から1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額110万円を控除し、特別控除額2,500万円を控除した残額に対して贈与税がかかります。1度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について、暦年課税へ変更することはできなくなります。また、贈与税の納税猶予制度との併用もできないものです。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。そういう制度があることを知らなかったものですから。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

この特例制度については、あまり選択されることはないと思われませんが、今回は、御本人がこの適用を受けたいというお考えでありました。事務局としても申請人の事情や農地以外の財産につい

では分かりませんので、御本人に説明した上で選択してもらったところです。

○11番委員（○○○○○）

今の件につきまして、私が親のブローラー業を継ぐときに税務署に行って相談したときに、2千4、5百万は大丈夫ですよと、税金はかかりませんよと。ただ、ブローラーの鶏舎自体が1千万円もなかった。もう30年経っていますので。ですから、それで控除されました。1年後に農地も全部私の名義にしたんですけども、そのときでも、全体で1千なんぼでした。ですから、あと半分残っていますよと。ということは、こっちで2千なんぼの農地とか、そういうのは、まずいっていないんじゃないかなというので、わざわざこれにする必要があるのかなと思ったんですけども、3パターンあるということなんですね。まあ皆さんちょっと頭に入れてもらって、相続するときはどういうふうにしたらいいのかをしてもらえればいいのかと思います。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○17番委員（○○○○○）

対象農地にヤミ小作がある場合にはどうなるんですか。

○事務局（○○○○○局長）

この特例の適用を受けるためには、贈与者が農業の用に供している農地の全部を推定相続人の1人に贈与しなければなりません。したがって、ほかに貸付けられている農地は、贈与者の農業の用に供していた農地には該当しませんので、一括贈与する必要はありませんが、ヤミ小作というのは、基本的に想定されていません。ヤミ小作の耕作権は認められませんので、その場合は、贈与前に農業委員会の貸借許可を得るか又は、自ら耕作していただくこととなります。

○議長（○○○○○会長）

ここで協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前9時20分）

（再開：午前9時25分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第1号贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第2号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅1号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、志布志市で製茶業を営む法人です。設立年月日は平成19年7月31日、出資額が100万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当と思われます。事業要件については、主たる事業が農業であり適当であると思われます。構成員要件については、構成員2人のうち2人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の2人のうち2人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○16番委員 (○○○○○)

この事業所は、志布志市になるんですけど、曾於市で議題にできるもんなんですか。

○事務局 (○○○○○係長)

農地所有適格法人の届出につきましては、耕作する農地がある市町村に届出を必ずしないといけませんので、今回、志布志市からこちらの曾於市の農地を取得若しくは貸し借りをいれるということでの届出になります。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第2号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第3号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○9番委員 (○○○○○)

末吉1号について、1月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は法人の代表者と元従業員で、現在も付き合いがあり、渡人も高齢となり、田んぼの管理ができないとのことで、今回、受人へ無償で譲り渡すことになったものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉2号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。農業機械はトラクター、田植機、稲刈機、脱穀機を所有しており、父親は現在、牛を飼っており、田には、自家消費用の水稻がほとんどで、畑にはイタリアンなど牧草を植えています。息子さんが継いだ後は、牛はせずに、畑には甘藷を植える予定だということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員 (○○○○○)

大隅3号について、1月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、以前質問がありましたように、本当に耕作して販売先までしっかりしているのかということもありましたけども、そのところは、本人に確認し、間違いはないですかということでも話をさしてもらいました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

大隅4号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人はおじとおじになります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅5号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について

は、特に問題はありませぬ。対価が周辺農地に比べると高額ですが、主要幹線沿いと自宅隣で利便性もよいことと、両者協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。受人に転用の意向はありませぬ。新規就農で農業機械はトラクターを所有し、出荷先は自家消費、資材等購入先、委託先はありませぬ。取得する農地は整地されていますが、渡人が90歳で耕作できない状態にあつたことから、受人が整地したもので、今回許可を得て農地として取得しようとするものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員 (○○○○○)

財部6号について、1月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

財部7号について、1月14日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。受人が隣接する農地を取得転用の上、住宅を建築し、それに併せて今回の申請地、残地を耕作したいと申し出があつたものです。農地調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませぬか。

○16番委員 (○○○○○)

大隅3号について、受人は甘藷を作付けされるということですが、あそこは、農業をされていますか。それと、大隅5号の受人は、新規就農ということですが、何を作付けされようとしているんですか。

○13番委員 (○○○○○)

今の御質問なんですけども、本人が植えるか植えないかは私も分かりませぬけども、家族もあることでしょうし、人を頼んでも植えるんでしょう。だから、さっき言ったように何を植えますかということで甘藷を植えますと、その出荷先は、○○○○○さんにですね、そこを中を通して売っておりますということですので、私もその家族の構成とか中身については分かりませぬけども、本人が植えると言うんだから植えるんでしょう。そういうことです。

○11番委員 (○○○○○)

大隅5号の受人は、病院の○○○○○をやっています。兄弟みんな農業をやりながらやっています。兄も多分お世話になってると思います。弟の方がうちの近くで田んぼをやっています。今度、受人がやろうというのでしてるんじゃないかと思います。家族的にみんな、いろいろ農業が好きなお家系です。あと3号の方ですけど、受人はいつも買いますよね、それで家を建てますけど、ここは崖崩れがちょっとないような場所ですから、○○○○○さんのすぐ近くであるということで、○○○○○さんにとりあえず貸付けてやるのかなと、あとで3年後に、また住宅かなんかを建てるといふに想像できます。

○13番委員 (○○○○○)

まあ、いつもですね、その意見が○○○○○さんの場合はあるんですよ。というのが、畑を買って、実際、そういう貸住宅を作っていますから。言われても当然だと私も思っています。今回もですね、それでいくのかなと思って見に行ったんですけど、崖が下にあるから、ここを買う人がいるのかな、ここは農業をするんじゃないかなと思つながら見ましたんですけどね、その辺は、今までそういう3年以内という違反は、今までないということだったので、その辺は私も常に○○○○○さんの場合は、そう思つて現地調査をさせてもらつております。

○11番委員 (○○○○○)

1回、○○○○○さんに5条で申請し直しませんかというのが一番早いのかな。

○16番委員 (○○○○○)

れている隣接する農地1,191㎡と合わせて、全体面積3,107㎡に資材置場と転回スペースを設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は水路放流で適当と思われます。被害防除は、現状のままで利用し、周囲への土砂が流出しないように、土の締固め工事を行うことから、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、隣接地に既存の工場等があることから、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、33,281.54㎡であり、今回の申請地面積は、既存施設の2分の1を超えるものではありません。申請人は、林業、木材加工業を営んでおり、事業拡大のため、資材置場と転回スペースを設置し、自己の経営する法人に貸付けようとするもので、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

末吉1号の地図を見たところ、隣は養鶏場じゃないですかね。あまりにも近い所ですけど、駐車場を整備したいと書いてあるけど、養鶏場のすぐ隣は、神経質な動物だから、それを気を付けていただきたいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

調査委員、何かありますか。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

最初は、養鶏場が隣ということで心配だったんですけど、その申請人と話をして、養鶏場の人と話し合いをして大丈夫だということで、養鶏場に入る所にコンテナを置いて、音があんまりしないようにということを行いました。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

財部4号ですけども、先ほどの議案第3号の3条のところで、財部6号は、1,291㎡を100㎡分筆するとおっしゃてましたけど、その形状はどんな感じになるんですかね。1,291㎡を1,191㎡と100㎡に分筆する訳ですけど、どんな形の畑になるのかなと思ったところでした。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

単純に言えば長方形です。トラクターが旋回できるような状態です。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

じゃあ、100㎡の畑の形状っていうのはどうなんですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

長方形です。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

畑も長方形なんですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

分かりました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

さっきも言ったんですけど、財部4号の件で、100㎡残すということですけど、畑かん事業のところの方針を変えたんだったら、我々も東部畑かんんで牛舎を建てたり、そういう時がありますので、そういう時に説明をちゃんとしないといけませんので、我々は3分の1という面積で聞いてますから、そこを確認してもらって、次の総会ででもまた説明していただければいいと思うんですけど、どうですか。東部と北部は違うのかなと思って。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今回の農地の残地については、一応、適当ということではいただいているんですけど、そこについては、また確認して次の総会で報告したいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第4号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで10分間暫時休憩いたします。

(休憩：午前10時00分)

(再開：午前10時10分)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

会議を再開いたします。次に、議案第5号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉1号について、1月14日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、池山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで田、南が宅地、北が道を挟んで田です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で64㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われれます。被害防除は、既に転用済みであり、アスファルト及びコンクリート舗装されており、また、誓約書も添付されていることから、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。既に通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○12番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅2号について、1月14日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第4号、農振変更申請の大隅3号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。鳥獣被害や水管理が困難なことから山林を整備するものであり、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、大隅3号について、1月14日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、境迫自治会内の農地です。周囲の状況は、東がファームポンド、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われれます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、倉庫、車庫を既に整備しており、面積が全体で843㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等は、雨水は自然流下で適当と思われれます。被害防除は、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当します。倉庫、車庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第3号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしま

した。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第6号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

末吉1号について、1月14日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第4号、農振変更申請の末吉1号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用資材置場、駐車場、農業用倉庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉2号について、1月14日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件も、先ほどの議案第4号、農振変更申請の末吉2号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉3号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、池山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで田、南が宅地、北が道を挟んで田です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書及び残高証明書が添付されており確実と思われれます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する全体面積が464㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われれます。被害防除は、申請地の周囲をブロック塀で土留めを行い、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉4号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、森田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思われれます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、貸家2棟を整備する全体面積が739㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われれます。被害防除は、緩衝地を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、貸家2棟を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉5号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、中法楽寺自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われれます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する全体面積が557㎡であり、一般住宅の基準の500㎡を超えますが、理由書のとおりであり、適当と思われれます。排水等については、雨水は集水枡を設置し水路へ放流、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われれます。被害防除は、周辺が宅地となっており、既に申請地の周囲はブロック塀が設置されています。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部6号について、1月14日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第4号、農振変更申請の財部4号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、隣接地に既存の工場等があることから、不許可の例外の既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は33,281.54㎡であり、今回の申請地面積は、既存施設の2分の1を超えるものではありません。申請人は林業、木材加工業を営んでおり、事業拡大のため

め資材置場、駐車場、転回スペースを設置しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

財部7号について、1月14日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第4号、農振変更申請の財部5号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、隣接地に既存の工場等があることから、不許可の例外の既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は33,281.54㎡であり、今回の申請面積は、既存施設の2分の1を超えるものではありません。申請人は林業、木材加工業を営んでおり、事業拡大のため資材置場と転回スペースを設置し、自己の経営する法人に貸付けようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第6号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第7号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉1及び2は、私と○○○○○推進委員。末吉3は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉4は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉5は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅6は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部7及び8は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部9は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長 (○○○○○会長)

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉135は打切りでお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉136は継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉137も継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉138も継続でお願いします。

○18番委員 (○○○○○)

末吉139、140は打切りでお願いします。

○13番委員 (○○○○○)

大隅141は継続で、142は成立です。

○2番委員 (○○○○○)

大隅143は継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部144も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部145、146も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉147と148は継続、149は打切りでお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

大隅150は継続でお願いします。

- 2 番委員 (○○○○○)
 - 大隅151も継続でお願いします。
 - 19番委員 (○○○○○)
 - 大隅152も継続でお願いします。
 - 5 番委員 (○○○○○)
 - 財部154、155も継続でお願いします。
 - 8 番委員 (○○○○○)
 - 末吉156、157も継続でお願いします。
 - 10番委員 (○○○○○)
 - 末吉158も継続でお願いします。
 - 9 番委員 (○○○○○)
 - 末吉159も継続でお願いします。
 - 6 番委員 (○○○○○)
 - 財部160も継続でお願いします。
 - 12番委員 (○○○○○)
 - 財部161も継続でお願いします。
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 次に、議案第 8 号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定10年以上の末吉13及び末吉14を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。
- (「異議無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
 - 新規 3 年未滿について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 新規 3 年以上 6 年未滿について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 新規 6 年以上 10 年未滿について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 新規 10 年以上について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 再設定 3 年未滿について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 再設定 3 年以上 6 年未滿について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 再設定 6 年以上 10 年未滿について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)
 - 議長 (○○○○○会長)
 - 議案第 8 号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する 2 件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定10年以上の末吉13及び末吉14を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上の末吉13及び末吉14は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第9号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する末吉26を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第9号農用地利用集積計画について、所有権移転は、議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、末吉26を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

末吉26は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第10号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年3月31日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第10号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年3月31日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第1号合意解約等の報告については、別冊配布の38ページから47ページまでを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

1及び2月の行事予定について

○事務局 (○○○○○次長)

曾於地区農業委員会農地利用最適化推進会議の開催、活動日誌の提出について

○事務局 (○○○○○係長)

現地調査、令和7年度の認定農業者名簿の配布について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和7年第1回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年1月20日(月) 午前10時40分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員